

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900586号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000002号

第1 結論

請求期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月から昭和59年3月まで

昭和58年3月に大学を卒業し、同年4月から会計事務所に就職したが、当該事務所は、社会保険の適用事業所ではなかったため、両親に国民年金の加入手続を依頼し、その後、亡き父(以下「父」という。)が国民年金保険料を納付してくれていた。請求期間について、国民年金保険料が未納期間とされているが、父が納付書を受け取っただけで保険料を支払わないはずはない。調査の上、当該期間を国民年金納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、大学卒業後の昭和58年4月に就職した会計事務所が社会保険の適用事業所ではなかったため、両親に国民年金の加入手続を依頼し、父が受け取った納付書により国民年金保険料を納付してくれていた旨陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、日本年金機構が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日により、昭和59年4月頃にA市で払い出されていることから、請求者に係る国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたものと推認できる。

また、オンライン記録により昭和61年4月28日付けで請求者に対し過年度保険料に係る納付書が社会保険事務所(当時)で作成されていることが確認できるところ、請求者は、同年4月1日にB共済組合に加入しているほか、請求期間以外において国民年金保険料の未納期間がないことを踏まえると、当該納付書は、請求期間のうち、同日時点で時効となっていない昭和59年1月から同年3月までの期間の過年度保険料に係る納付書であったと認められる。

さらに、請求者のオンライン記録並びに請求者の両親の国民年金被保険者台帳及びオンライ

ン記録により、請求期間後の昭和 59 年 10 月から昭和 60 年 3 月までの国民年金保険料は、請求者及び両親が居住していた A 市から送られた現年度保険料に係る納付書により納付期限内には支払われず、社会保険事務所から送られた過年度保険料に係る納付書により遡って支払われている記録が確認できるほか、請求者の両親の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳により、請求者の両親は、昭和 53 年度、昭和 56 年度及び昭和 57 年度の後半の 2 か月から 4 か月の国民年金保険料を上記と同様に A 市から送られた納付書の納付期限後に社会保険事務所から送られた納付書により遡って支払っている記録が確認できる。

加えて、請求者の父が昭和 39 年 4 月から 60 歳に達するまで、国民年金保険料の未納期間はないことから判断すると、社会保険事務所から送られた納付書により請求期間のうち昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を父が納付しなかったとする特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間については、上記 1 の社会保険事務所で過年度保険料の納付書を作成した昭和 61 年 4 月 28 日時点では時効により納付することができない期間であるほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により、請求者と同一の生年月日及び同姓同名の国民年金被保険者は確認できず、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間のうち昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900565号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000011号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成15年8月1日から平成17年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年8月から平成17年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から41万円とする。

平成15年8月から平成17年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成17年9月1日から平成18年2月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年1月までの標準報酬月額については、9万8,000円から34万円とする。

なお、平成17年9月から平成18年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月1日から平成18年2月21日まで

年金記録を確認したところ、請求期間のA社に係る標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。平成17年6月頃、事業主から社会保険料の滞納があり、同年1月に遡って標準報酬月額を下げるので、既に保険料控除した分については、差額を返還する旨説明があり、その後、当該期間の給与支給明細書を差し替えられ、社保差額計算書(平成17年7月25日付け)に書かれている返還金額17万6,825円が同年7月分(同月25日支給)の給与で支給された。請求期間の給与支給明細書では42万467円から44万7,821円の報酬であり、平成15年8月から平成16年12月までの給与支給明細書では、当該報酬に見合う厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額が9万8,000円と記録されている期間について、調査の上、標準報酬月額の記録を報酬月額に見合う額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成15年8月1日から平成17年9月1日までの期間に係る標準報酬月額

については、当初 41 万円と記録されていたところ、平成 17 年 6 月 24 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円とする減額処理がされ、平成 17 年 10 月 6 日付けで、平成 15 年 9 月 1 日及び平成 16 年 9 月 1 日の定時決定を取り消した上で、平成 15 年 8 月 1 日に遡って標準報酬月額を 9 万 8,000 円とする減額処理がされている。

また、請求者と同様に、平成 17 年 6 月 24 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている被保険者が 20 人、平成 17 年 10 月 6 日付けで、平成 15 年 8 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている被保険者が 5 人及び平成 17 年 10 月 6 日付けで、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日（平成 15 年 10 月 11 日）に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている被保険者が 5 人いることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された給与支給明細書では、前述の 2 度の月額変更の対象となる報酬月額の変動はないことが確認できる上、当該事業所の事業主及び取締役は、会社の経営状況の悪化により社会保険料の滞納があった旨回答しており、同僚照会で回答のあった 4 人は全員給与の遅配があったとし、そのうちの 1 人は減額処理が行われた当時、経営状況が悪かったと回答しているところ、請求対象事業所に係る滞納処分票によると、平成 16 年度から平成 18 年度までの期間に保険料の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 17 年 6 月 24 日付け及び同年 10 月 6 日付けで行われた遡及減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成 17 年 1 月 1 日及び平成 15 年 8 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求期間のうち平成 15 年 8 月から平成 17 年 8 月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 2 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（受付日：平成 17 年 7 月 6 日）及びオンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と届出及び記録されているが、請求者から提出された給与支給明細書により、上記期間の標準報酬月額を改定又は決定する基礎となる月の報酬月額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、標準報酬月額 34 万円に相当する金額であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認める厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとされているところ、上記給与支給明細書により、上記期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料（6,654 円）が事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正を行うことはできない。

したがって、平成 17 年 9 月から平成 18 年 1 月までの標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額から 34 万円に訂正し、当該標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録

することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900578号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年11月1日から平成10年9月21日まで

A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、平成9年11月1日から平成10年9月21日までの期間について9万2,000円と記録されているが、賃金台帳には、45万円の報酬を受け、当該報酬額に見合う厚生年金保険料も控除されていたことが記載されている。平成10年頃、社会保険料の滞納が生じたため、社会保険事務所(当時)の担当者に相談したところ、「いい方法がある。保険料も払わなくて良い。」と言われ、厚生年金保険の適用から外れる手続を行った。しかし、標準報酬月額を変更する届出は行っていないので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された平成10年8月10日の確認印がある健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書及びオンライン記録により、当初44万円として届出が行われていたことが確認できる。A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月21日付けで、平成9年11月1日に遡及して9万2,000円に減額処理が行われていることがオンライン記録により確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本によると、請求期間及び上記の減額処理が行われた日において、請求者が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者から提出されたA社名義の預金通帳の写しによると、平成9年11月分、平成10年5月分、及び同年6月分の社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金)は振替日に口座振替により納付されておらず、当該預金通帳の写しにおいて、その後口座振替により納付されていない保険料を納付したことをうかがわせる出金の記載はない上、同社の経理担当者は、平成10年8月分の社会保険料についても口座振替により納付した記載はないと陳述しているところ、請求者は、当時、同社の経営状態がよくなかったため、厚生年金保険料

の滞納が生じていたことを認めている。

さらに、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額を減額する届出は行っておらず、平成20年10月に社会保険事務所による調査が行われるまで、自身の標準報酬月額が減額されていることを知らなかった旨主張しているところ、全国健康保険協会B支部の回答によると、請求者は健康保険の任意継続被保険者資格を平成10年9月21日に取得し、平成13年10月31日に喪失するまで、減額処理された標準報酬月額に基づく健康保険料を納付していたことから、請求者が、請求期間に係る標準報酬月額の減額処理について認識していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社における請求者の標準報酬月額の減額処理が事実 に即した処理ではないとしても、同社の代表取締役である請求者が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していなかったと判断することはできないことから、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。